

春日部市告示第412号

春日部都市計画事業北春日部駅周辺地区土地区画整理事業の事業計画（第1回変更）について、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第4項の規定による変更に係る施行地区及び設計の概要を表示する図書を同法第39条第2項で準用する同法第21条第6項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定に基づき公告する。

令和8年7月15日

春日部市長 岩谷 一 弘

- 1 土地区画整理事業の名称
北春日部駅周辺地区土地区画整理事業
- 2 縦覧場所
春日部市 都市整備部 まちづくり推進課
- 3 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで（閉庁日を除く）